

困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づき、令和6年3月に本市が策定した大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「本計画」という。）について、これまでの取組状況を評価し、必要に応じて本計画に定める基本目標（以下「基本目標」という。）の再設定等を行うために、有識者の意見を聴くことを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に挙げる事項とする。

- (1) 基本目標に関すること
- (2) その他内容全般に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、4名とし、困難な問題を抱える女性をとりまく実情や支援に関し、造詣が深い有識者のうちから、市長が選任する。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和10年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。